(ロ)　中部総合事務所の所管区域に係るもの							○	中部総合事務所長
(ハ)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○	西部総合事務所長
(２)　設備工事に係るもの								
イ　請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの			○					
ロ　請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの								
(イ)　営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの			○					
(ロ)　(イ)以外のもの								
a　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの							○	東部総合事務所長
b　中部総合事務所の所管区域に係るもの							○	中部総合事務所長
c　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○	西部総合事務所長
35　略								
36　同規則第72条第１項の規定による請負代金の支払								
(一)　請負対象設計金額が１億円以上の工事に係るもの			○					
(二)　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの								
(１)　建築工事に係るもの								
イ　営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの			○					
ロ　イ以外のもの								
(イ)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの							○	東部総合事務所長
(ロ)　中部総合事務所の所管区域に係るもの							○	中部総合事務所長
(ハ)　西部総合事務所の所管区域に係るもの							○	西部総合事務所長
(２)　設備工事に係るもの								
イ　請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの			○					
ロ　請負対象設計金額が								

(ロ)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	中部総合事務所長
(ハ)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	西部総合事務所長
(２)　設備工事に係るもの								
イ　請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの			○					
ロ　請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの								
(イ)　営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの			○					
(ロ)　(イ)以外のもの								
a　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
b　中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	中部総合事務所長
c　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	西部総合事務所長
35　略								
36　同規則第72条第１項の規定による請負代金の支払								
(一)　請負対象設計金額が１億円以上の工事に係るもの			○					
(二)　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの								
(１)　建築工事に係るもの								
イ　営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの			○					
ロ　イ以外のもの								
(イ)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(ロ)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	中部総合事務所長
(ハ)　西部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	西部総合事務所長
(２)　設備工事に係るもの								
イ　請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの			○					
ロ　請負対象設計金額が								

		2,000万円未満の工事に係るもの (イ)　営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (ロ)　(イ)以外のもの a　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b　中部総合事務所の所管区域に係るもの c　西部総合事務所の所管区域に係るもの			○			○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		37　略								
	八　略									
職員課	一　地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1～7　略								
	二～六　略									
	七　職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第13条第4項の規定による昇給区分の決定に係る承認の申請				○			
		2　同規則第15条第1項の規定による昇給の承認の申請				○			
		3　同規則第20条の規定による給料の補正及び削正に係る承認の申請				○			
	八　略									
	九　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第2条第4項の規定による勤務時間の変更の申請				○			
		2及び3　略								
	十　職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第4条第3項の規定による人事委員会との協議				○			
		2　無給休暇及び同規則第16条の表第2号に該当する場合における休暇の承認 (一)　次長等又は地方機関の長に係るもの (二)　(一)以外の職員に係るもの				○	○		
		3　略								

		2,000万円未満の工事に係るもの (イ)　営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (ロ)　(イ)以外のもの a　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b　中部総合事務所の管轄区域に係るもの c　西部総合事務所の管轄区域に係るもの			○			○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		37　略								
	八　略									
職員課	一　地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1～7　略								
		8　同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立		○						
		9　同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の実施			○					
	二～六　略									
	七　職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第14条第1項の規定による特別昇給の承認の申請					○			
		2　同規則第22条の規定による給料の補正及び削正に係る承認の申請					○			
	八　略									
	九　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第2条第2項の規定による勤務時間の変更の申請					○			
		2及び3略								
	十　職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　無給休暇及び同規則第16条の表第2号に該当する場合における休暇の承認 (一)　次長等又は地方機関の長に係るもの (二)　(一)以外の職員に係るもの					○	○		
		2　略								

十の二～十九　略

略

福利厚生室	一　地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立		○						
		2　同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の実施			○					
	二　略									
	三　略									
	四　略									
	五　略									
	六　略									
	七　略									
	八　略									
	九　鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第２号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同規程第25条の規定による健康管理区分の決定		○						
		3　同規程第26条の規定による健康管理区分の変更		○						
		4　同規程第30条第４項の規定による健康管理区分の変更		○						
	十　略									
行政経営推進課	一　略									
	二　鳥取県事務処理権限規則（平成８年鳥取県規則第32号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第４条第６項の規定による課内室長に専決させる事項の報告の受理						○		
		2　同規則第12条第２項の規定による事務の一部の処理を所属職員に専決させることとした場合の報告の受理						○		
	三　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第５条第２項の規定による電子証明書の失効の通知						○		
		2　同法第５条第３項の規定による漏えい等に係る情報を記録した旨の公表						○		
		3　同法第17条第１項の規定による失効情報等の提供を求める届出の受理						○		
		4　同法第17条第４項の規定による提供を行うに当たって合意しておくべき事項についての取決めの締結			○					
		5　同法第29条第１項の規定による認証業務情報の開示請求の受理						○		

十の二～十九　略

略

福利厚生室	二　略									
	三　略									
	四　略									
	五　略									
	六　略									
	七　略									
	八　鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第２号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同規程第25条の規定による健康管理区分の決定			○					
		3　同規程第26条の規定による健康管理区分の変更			○					
		4　同規程第30条第４項の規定による健康管理区分の変更			○					
	九　略									
行政経営推進課	一　略									
	二　鳥取県事務処理権限規則（平成８年鳥取県規則第32号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第４条第４項の規定による課内室長に専決させる事項の認定						○		
		2　同規則第11条第１項又は第２項の規定による事務の一部の処理を所属職員に専決させることの承認又は専決することとされた事務に係る代決についての承認						○		

6　同法第29条第2項の規定による認証業務情報の開示						○		
7　同法第30条第2項の規定による期限内に開示をすることができない理由及び開示の期限の通知						○		
8　同法第31条第1項の規定による調査及び内容の訂正等						○		
9　同法第31条第2項の規定による訂正等を行った旨の通知						○		
10　同法第34条第1項の規定による認証事務の委託	○							
11　同法第34条第6項の規定による発行手数料等の額の承認 (一)　額の変更を伴うもの (二)　(一)以外のもの	○ ○							
12　同法第38条第1項の規定による認証事務を行わせることとした旨の総務大臣への報告及びその旨の公示			○					
13　同法第38条第2項の規定による指定認証機関の名称等の変更の届出の受理及びその旨の公示						○		
14　同法第42条第2項の規定による指定認証機関に対する意見		○						
15　同法第43条第2項の規定による指定認証機関に対する意見		○						
16　同法第43条第3項の規定による事業報告書等の受理						○		
17　同法第46条第2項の規定による指定認証機関に対する措置命令		○						
18　同法第47条第2項の規定による指定認証事務の実施の状況に関する必要な報告の要求及び指定認証機関の事務所に対する立入検査等					○			
19　同法第48条第3項の規定による認証事務等の全部又は一部の休止又は廃止の許可についての意見	○							
20　同法第48条第4項の規定による総務大臣からの通知の受理						○		
21　同法第49条第3項の規定による総務大臣からの指定の取り消し等を命じた旨の通知の受理						○		
22　同法第50条第1項の認証事務を行わせ	○							

	ないこととする旨の通知							
	23　同法第30条第2項の規定による総務大臣への報告及び公示		○					
	24　同法第31条第3項の規定による総務大臣から通知を受けた旨の公示		○					
	25　同法第36条第2項の規定による署名検証者に対する報告の要求				○			
	26　同法第37条第1項の規定による運用規定の作成及び公表					○		
	27　同法第37条第2項の規定による市町村長からの意見の徴収					○		

略

略

市町村振興課	一　地方自治法に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第252条の17の5第1項の規定による市町村に対する助言、勧告、資料の提出の要求			○				
		2　同法第252条の17の6第2項の規定による市町村の財務に関する実地検査			○				
		3　同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の協議会の設置の届出の受理又は設置の勧告		○					
		4　同法第252条の6の規定により同法第252条の2第2項の例によるものとされた市町村の協議会の廃止の届出の受理		○					
		5　同法第252条の6の規定により同法第252条の2第2項の例によるものとされた市町村の協議会の組織の変更若しくは規約の変更の届出の受理			○				
		6　同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の機関等の共同設置若しくは廃止の届出の受理又は共同設置の勧告		○					
		7　同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定による機関等の共同設置する市町村の数の増減又は機関等の共同設置に関する規約の変更の届出の受理			○				
		8　同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の事務の委託若しくは委託した事務の廃止の届出の受理又は事務の委託の勧告		○					

9　同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村が委託した事務を変更する場合の届出の受理			○					
10　同法第255条の5の規定による市町村の事務に関する審査請求等に対する裁決、裁定又は審決		○						
11　同法第260条第2項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理及び変更の告示			○					
12　同法第284条第2項の規定による市町村の一部事務組合の設立の許可	○							
13　同法第284条第3項の規定による市町村の広域連合の設立の許可	○							
13の2　同法第285条の2第1項の規定による市町村の一部事務組合又は広域連合の設置の勧告	○							
14　同法第286条第1項の規定による市町村の一部事務組合の組織、事務又は規約の変更の許可			○					
15　同法第286条第2項の規定による市町村の一部事務組合の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理			○					
16　同法第288条の規定による市町村の一部事務組合の解散の届出の受理	○							
16の2　同法第291条の3第1項の規定による市町村の広域連合の組織、事務又は規約の変更の許可			○					
16の3　同法第291条の3第3項及び第4項の規定による市町村の広域連合の規約の変更の届出の受理			○					
16の4　同法第291条の10第1項の規定による市町村の広域連合の解散の許可	○							
17　同法第295条の規定による財産区の議会又は総会の設置		○						
18　同法第296条の5第2項又は第5項の規定による財産区の財産等の処分若しくは廃止の同意又は財産区の住民に対する			○					

	不均一の課税若しくは徴収の同意								
	19　同法第296条の６第１項の規定による財産区の事務の処理についての報告の聴取若しくは資料の提出の要求又は監査の実施			○					
	20　同法第298条第２項の規定による市町村の事業団の設置の認可	○							
	21　同法第298条第２項の規定による市町村の数の増減又は事業団の規約の変更の認可			○					
	22　同法第298条第３項の規定による市町村の事業団の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理			○					
二　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第174条の６第１項の規定による事件を調停に付すことが適当でないと認めるときの当事者への通知		○						
	2　同令第174条の６第２項の規定による事件を自治紛争処理委員の調停に付したときの告示及び当事者への通知		○						
	3　同令第174条の６第３項の規定による自治紛争処理委員に対する調停の経過についての報告の要求		○						
三　住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条第３項の規定による住居表示を実施すべき区域等の報告の受理			○					
	2　同法第10条の規定による市町村に対する住居表示の円滑な実施のための勧告又は住居表示に関する事務についての報告の要求若しくは技術的な援助若しくは助言		○						
四　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第30条の22第２項の規定による指定情報処理機関に対する指示		○						
	2　同法第30条の23第２項の規定による指定情報処理機関への報告の要求及び立入検査		○						
	2の2　同法第30条の37第２項の規定による本人確認情報の開示及び不存在の通知						○	○	総合事務所長
	2の3　同法第30条の38第２項の規定による本人確認情報の開示請求に対する開示期限の延長						○	○	総合事務所長
	2の4　同法第30条の						○	○	総合事務所長

	40の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査及びその結果の通知								
	3　同法第31条第2項の規定による市町村長に対する報告の要求又は助言若しくは勧告		○						
	4　同法第31条第4項の規定による主務大臣に対する助言又は勧告の要求		○						
	5　同法第37条第1項の規定による市町村長に対する資料の提供の要求			○					
五　地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第16条第4項の規定による市町村職員共済組合の業務上の余裕金の有価証券の取得等への運用についての承認			○					
	2　同令第37条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく事務 （一）　同法第144条の27第1項又は第4項の規定による市町村共済組合の業務の執行の監督又は市町村共済組合の業務及び財産の状況の監査 （二）　同法第144条の28第1項の規定による図書等に対する報告等の要求、質問又は検査			○ ○					
	3　同令第37条第5項の規定による市町村職員共済組合の定款の変更の認可についての申請等の受理及び当該申請等の総務大臣への提出			○					
	4　同令附則第29条の規定による管理組合の事業計画書等の受理及び当該書類等の総務大臣への提出			○					
六　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第25条の規定による決算精算表等の受理及び当該書類等の総務大臣への提出			○					
七　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第166条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた	1　同規程第5条の規定による市町村職員共済組合の債権の放棄等についての承認等			○					

同規程に基づく事務									
八　地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第41条の規定による市町村の地方公営企業の経営に関するあっせん若しくは調停又は勧告		○						
九　地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第28条の規定による市町村の公営企業の経営に関する事項についての報告の受理及び当該報告の総務大臣への提出		○						
十　地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に基づく知事の権限に属する事務	1　地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号）第13条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同法第22条第3項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第5項前段の規定及び同法第22条第4項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第1項の規定による市町村である財政再建団体等の財政再建計画の変更の同意		○						
	2　同法第2条の規定による財政の再建の申出の受理及びに当該申出及びその意見の総務大臣への提出		○						
	3　同法第23条第2項の規定による歳入欠陥を生じた市町村の寄附金等の支出の同意		○						
十一　地方財政再建促進特別措置法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第13条第4項、第5項及び第7項の規定による財政再建計画の軽微な変更についての総務大臣への報告、財政再建計画の変更をしようとする場合における総務大臣への事前協議又は財政再建計画の変更に同意した場合における総務大臣への報告		○						
	2　同令第14条の4の規定による財政の再建が完了した旨の報告の受理及び当該報告の総務大臣への提出		○						
	3　同令第15条の規定による地方財政再建促進特別措置法又は同令の規定に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理及びに当該書類及びその意見の総務大臣への提出		○						
十二　地方交付税法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第3項の規定による市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料等の審査						○		

	及び当該書類の総務大臣への送付								
	2　同法第17条の規定による市町村に対し交付すべき交付税の額の算定及び交付					○			
	3　同法第17条の2の規定による国税の課税の基礎となるべき所得額等に関する書類の閲覧又は謄録の請求			○					
	4　同法第17条の3第2項の規定による市町村の交付税の額の算定に用いた資料の検査及びその結果の総務大臣への報告					○			
十三　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第2項の規定による市町村の土地開発公社の設立の認可	○							
	2　同法第14条第2項の規定による市町村の土地開発公社の定款の変更の認可			○					
	3　同法第19条第2項の規定による市町村の土地開発公社の業務及び資産の状況に関する報告の要求及び事業所への立入検査			○					
	4　同法第19条第5項の規定による市町村の土地開発公社の業務に関する命令その他必要な措置の要求			○					
	5　同法第22条第1項の規定による市町村の土地開発公社の解散の認可	○							
十四　地方財政法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第33条の7第4項の規定による市町村債（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条に規定する地方債及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第5条に規定する地方債を除く。）の起債及び起債方法等の変更の許可			○					
十五　鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1　鳥取県市町村合併等広域行政推進交付金に係る事務（中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管地域に係るものに限る。）							○	総合事務所長
国際課　一　旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理						○	○	総合事務所長
	2　同法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請に係る書類の外務大臣への提出						○		

	3　同法第7条第1項（同法第8条第3項、第9条第4項、第10条第3項又は第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付					○	○	総合事務所長
	4　同法第8条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理					○	○	総合事務所長
	5　同法第8条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請に係る書類の外務大臣への提出					○		
	6　同法第9条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理					○	○	総合事務所長
	7　同法第9条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請に係る書類の外務大臣への提出					○		
	8　同法第10条第1項の規定による一般旅券の再発給の申請の受理					○	○	総合事務所長
	9　同法第10条第1項の規定による一般旅券の再発給の申請に係る書類の外務大臣への提出					○		
	10　同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理					○	○	総合事務所長
	11　同法第17条の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理					○	○	総合事務所長
	12　同法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理及び同条第6項の規定による還付					○	○	総合事務所長
二　旅券法施行令（平成元年政令第122号）第4条の規定により知事の権限に属するものとされた旅券法に基づく事務	1　同法第5条の規定による一般旅券の発行に関する事務（一般旅券の作成に限る。）					○		
	2　同法第8条第1項の規定による渡航先の追加に関する事務（一般旅券への渡航先の追加記載に限る。）					○		
	3　同法第9条第1項の規定による記載事項の訂正					○		
	4　同法第9条第3項の規定による一般旅券の発行及び記載事項の訂正に関する事務（一般旅券の発行及び記載事項の訂正に限る。）					○		
	5　同法第10条第3項の規定による一般旅券の再発行に関する事務（一般旅券の作					○		

地域自立戦略課	一　略									
	二　略									
	三　山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条の2第1項又は第4項の規定による振興山村の振興に関する基本方針の作成又は主務大臣との協議		○						
		2　同法第8条第1項の規定による市町村が作成する山村振興に関する計画への同意		○						
	四　地方自治法に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1　同法第252条の17の5第1項の規定による市町村に対する助言、勧告又は資料の提出の要求			○					
		2　同法第252条の17の6第2項の規定による市町村の財務に関する実地検査			○					
		3　同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の協議会の設置の届出の受理又は設置の勧告		○						
		4　同法第252条の6の規定により同法第252条の2第2項の例によるものとされた市町村の協議会の廃止の届出の受理		○						
		成に限る。)								
		6　同法第12条第1項の規定による奮証欄の増補						○		
		7　同法第14条又は第19条第4項の規定による一般旅券の発給をしない場合等又は一般旅券の返納の命令を決定した場合に係る書面の交付						○	○	総合事務所長
	三　旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第3条第1項の規定による一般旅券の申請者に係る親族又は指定した者を通ずる申請書類等提出申出書の受理						○	○	総合事務所長
		2　同令第6条第2項の規定による一般旅券の交付を受ける者に係る交付時出頭免除願書の受理						○	○	総合事務所長
		3　同令第6条第2項の規定による一般旅券の交付を受ける者に係る出頭免除						○		
地域自立戦略課	一　地方財政法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第33条の7第4項の規定による市町村債(過疎地域自立促進特別措置法第12条に規定する地方債及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する地方債に限る。)の起債及び起債方法等の変更の許可			○					
	二　略									
	三　略									
	四　山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条第1項の規定による市町村長への協議及び山村振興に関する計画の作成並びに主務大臣との協議		○						
		2　同法第12条第4項の規定に基づく保全事業等の計画の認定		○						

5　同法第252条の6の規定により同法第252条の２第２項の例によるものとされた市町村の協議会の組織の変更若しくは規約の変更の届出の受理			○					
6　同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の２第２項又は第４項の規定による市町村の機関等の共同設置若しくは廃止の届出の受理又は共同設置の勧告		○						
7　同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の２第２項の規定による機関等を共同設置する市町村の数の増減又は機関等の共同設置に関する規約の変更の届出の受理			○					
8　同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の２第２項又は第４項の規定による市町村の事務の委託若しくは委託した事務の廃止の届出の受理又は事務の委託の勧告		○						
9　同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の２第２項又は第４項の規定による市町村が委託した事務を変更する場合の届出の受理			○					
10　同法第255条の5の規定による市町村の事務に関する審査請求等に対する裁決、裁定又は審決	○							
11　同法第260条第2項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理及び変更の告示			○					
12　同法第284条第2項の規定による市町村の一部事務組合の設立の許可	○							
13　同法第284条第3項の規定による市町村の広域連合の設立の許可	○							
14　同法第285条の2第1項の規定による市町村の一部事務組合又は広域連合の設置の勧告	○							
15　同法第286条第1項の規定による市町村の一部事務組合の組織、事務又は規約の変更の許可			○					
16　同法第286条第2項の規定による市町			○					

	村の一部事務組合の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理								
	17　同法第288条の規定による市町村の一部事務組合の解散の届出の受理	○							
	18　同法第291条の３第１項の規定による市町村の広域連合の組織、事務又は規約の変更の許可			○					
	19　同法第291条の３第３項及び第４項の規定による市町村の広域連合の規約の変更の届出の受理			○					
	20　同法第291条の10第１項の規定による市町村の広域連合の解散の許可	○							
	21　同法第295条の規定による財産区の議会又は総会の設置		○						
	22　同法第296条の５第２項又は第５項の規定による財産区の財産等の処分若しくは廃止の同意又は財産区の住民に対する不均一の課税若しくは徴収の同意			○					
	23　同法第296条の６第１項の規定による財産区の事務の処理についての報告の聴取若しくは資料の提出の要求又は監査の実施			○					
	24　同法第298条第２項の規定による市町村の事業団の設置の認可	○							
	25　同法第298条第２項の規定による市町村の数の増減又は事業団の規約の変更の認可			○					
	26　同法第298条第３項の規定による市町村の事業団の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理			○					
五　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同令第174条の６第１項の規定による事件を調停に付することが適当でないと認めるときの当事者への通知		○						
	２　同令第174条の６第２項の規定による事件を自治紛争処理委員の調停に付したときの告示及び当事者への通知		○						
	３　同令第174条の６第３項の規定による自治紛争処理委員に対する調停の経過についての報告の要求		○						

六　住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条第３項の規定による住居表示を実施すべき区域等の報告の受理			○					
	2　同法第10条の規定による市町村に対する住居表示の円滑な実施のための勧告又は住居表示に関する事務についての報告の要求若しくは技術的な援助若しくは助言		○						
七　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第30条の22第２項の規定による指定情報処理機関に対する指示		○						
	2　同法第30条の23第２項の規定による指定情報処理機関への報告の要求及び立入検査		○						
	3　同法第30条の37第２項の規定による本人確認情報の開示及び不存在の通知						○	○	総合事務所長
	4　同法第30条の38第２項の規定による本人確認情報の開示請求に対する開示期限の延長の通知						○	○	総合事務所長
	5　同法第30条の40の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査及びその結果の通知						○	○	総合事務所長
	6　同法第31条第２項の規定による市町村長に対する報告の要求又は助言若しくは勧告		○						
	7　同法第31条第４項の規定による主務大臣に対する助言又は勧告の要求		○						
	8　同法第37条第１項の規定による市町村長に対する資料の提供の要求			○					
八　地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第16条第６項の規定による市町村職員共済組合の業務上の余裕金の有価証券の取得等への運用についての承認			○					
	2　同令第67条第１項の規定により知事の権限に属するものとされた地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく事務 (一)　同法第144条の27第１項又は第４項の規定による市町村共済組合の業務の執行の監督又は市町村共済組合の業務及び財産の状況の監査 (二)　同法第144条の28第１項の規定による医師等に対する報告等の要求、質問又は検査			○ ○					

			３　同令第67条第５項の規定による市町村職員共済組合の定款の変更の認可についての申請等の受理及び当該申請等の総務大臣への提出			○					
			４　同令附則第29条の規定による管理組合の事業計画書等の受理及び当該書類等の総務大臣への提出			○					
		九　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同規則第25条の規定による決算精算表等の受理及び当該書類等の総務大臣への提出			○					
		十　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第１号）第166条第１項の規定により知事の権限に属するものとされた同規程に基づく事務	１　同規程第15条の規定による市町村職員共済組合の債権の放棄等についての承認等			○					
		十一　地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同法第41条の規定による市町村の地方公営企業の経営に関するあっせん若しくは調停又は勧告		○						
		十二　地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同令第28条の規定による市町村の公営企業の経営に関する事項等についての報告の受理及び当該報告の総務大臣への提出			○					
			２　同令第33条の規定により準用する地方財政再建促進特別措置法施行令第15条の規定による地方公営企業法又は同令に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への提出		○						
			３　同令第34条第１項の規定により知事の権限とされた地方公営企業法第49条第３項において準用する同法第44条第１項及び第３項の規定による市町村である再建企業の財政再建計画の変更の同意及び変更の事後同意		○						
			４　同令第34条第２項及び第３項の規定による財政再建計画を変更しようとする場合における総務大臣への事前協議及び財政再建計画の変更に同意した場合におけ		○						

		る総務大臣への報告							
	十三　地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に基づく知事の権限に属する事務	1　地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号）第13条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同法第22条第3項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第5項前段の規定及び同法第22条第4項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第1項の規定による準用財政再建団体の財政再建計画の変更の同意		○					
		2　同法第2条の規定による財政の再建の申出の受理並びに当該申出及びその意見の総務大臣への送付		○					
		3　同法第23条第2項の規定による歳入欠陥を生じた市町村の寄附金等の支出の同意		○					
	十四　地方財政再建促進特別措置法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第13条第4項、第5項及び第7項の規定による財政再建計画の軽微な変更についての総務大臣への報告、財政再建計画の変更に同意しようとする場合における総務大臣への事前協議又は財政再建計画の変更に同意した場合における総務大臣への報告		○					
		2　同令第14条の4の規定による財政の再建が完了した旨の報告の受理及び当該報告の総務大臣への送付		○					
		3　同令第15条の規定による地方財政再建促進特別措置法又は同令の規定に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への送付		○					
	十五　地方交付税法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第3項の規定による市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料等の審査及び当該書類の総務大臣への送付					○		
		2　同法第17条の規定による市町村に対し交付すべき交付税の額の算定及び交付				○			
		3　同法第17条の2の規定による国税の課税の基礎となるべき所得額等に関する書類の閲覧又は謄写の請求			○				
		4　同法第17条の3第2項の規定による市町村の交付税の額の					○		

			算定に用いた資料の検査及びその結果の総務大臣への報告																					
			5　同法第7条の4第1項の規定による市町村の交付税の額の算定方法に関する意見についての申出の受理及び当該申出の総務大臣への提出					○																
			6　同法第8条第1項の規定による市町村の交付税の額に関する審査の申立ての受理及び当該申立ての総務大臣への提出並びに同条第2項の規定による審査結果の市町村長への通知の送付				○																	
			7　同法第9条第7項の規定による市町村の錯誤措置に対する異議の申立ての受理及び当該申立ての総務大臣への提出並びに同条第8項による市町村長への決定通知の送付				○																	
		十六　公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第2項の規定による市町村の土地開発公社の設立の認可	○																				
			2　同法第14条第2項の規定による市町村の土地開発公社の定款の変更の認可			○																		
			3　同法第19条第2項の規定による市町村の土地開発公社の業務及び資産の状況に関する報告の要求及び事業所への立入検査			○																		
			4　同法第19条第5項の規定による市町村の土地開発公社の業務に関する命令その他必要な措置の要求			○																		
			5　同法第22条第1項の規定による市町村の土地開発公社の解散の認可	○																				
		十七　地方財政法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条の3第1項の規定による市町村債の起債及び起債方法等の変更の同意			○																		
			2　同法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定による市町村債の起債及び起債方法等の変更の許可			○																		
協働推進課	一　特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証						○	総合事務所長	協働推進室	一　特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証 (一)　主たる事務所の所在地が中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二)　主たる事務所の所在地が西部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　主たる事務所							○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務	

									の所在地が日野総合事務所の管轄区域に係るもの								所長
									(四)　(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの					○			
2　同法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。）の規定による認証の申請に係る公告							○	総合事務所長	2　同法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。）の規定による認証の申請に係る公告								
									(一)　主たる事務所の所在地が中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	中部総合事務所長
									(二)　主たる事務所の所在地が西部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	西部総合事務所長
									(三)　主たる事務所の所在地が日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	日野総合事務所長
									(四)　(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの					○			
3　同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証							○	総合事務所長	3　同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証								
									(一)　主たる事務所の所在地が中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	中部総合事務所長
									(二)　主たる事務所の所在地が西部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	西部総合事務所長
									(三)　主たる事務所の所在地が日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	日野総合事務所長
									(四)　(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの						○		
4　同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定							○	総合事務所長	4　同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定								
									(一)　主たる事務所の所在地が中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	中部総合事務所長
									(二)　主たる事務所の所在地が西部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	西部総合事務所長
									(三)　主たる事務所の所在地が日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	日野総合事務所長
									(四)　(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの					○			
5　同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証							○	総合事務所長	5　同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証								
									(一)　主たる事務所の所在地が中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	中部総合事務所長
									(二)　主たる事務所の所在地が西部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	西部総合事務所長
									(三)　主たる事務所の所在地が日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	日野総合事務所長
									(四)　(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの						○		

6　同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証							○	総合事務所長	6　同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証 (一)　合併後の主たる事務所の所在地が中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二)　合併後の主たる事務所の所在地が西部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　合併後の主たる事務所の所在地が日野総合事務所の管轄区域に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの				○		○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
7　同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施							○	総合事務所長	7　同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施 (一)　主たる事務所の所在地が中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二)　主たる事務所の所在地が西部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　主たる事務所の所在地が日野総合事務所の管轄区域に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの					○	○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
8　同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令							○	総合事務所長	8　同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令 (一)　主たる事務所の所在地が中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二)　主たる事務所の所在地が西部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　主たる事務所の所在地が日野総合事務所の管轄区域に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの					○	○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
9　同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し							○	総合事務所長	9　同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し (一)　主たる事務所の所在地が中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二)　主たる事務所の所在地が西部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　主たる事務所の所在地が日野総合事務所の管轄区域に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの				○		○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
二　略									二　略									
略									略									

交通政策課	一　鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第8条第1項の規定による基本方針の策定	○								
		2　同条例第8条第2項の規定による警察本部長の意見の聴取					○				
		3　同条例第8条第3項の規定による基本方針の公表		○							

情報政策課	一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第15条第2項の規定による電子証明書の失効の通知					○				
		2　同法第15条第3項の規定による漏えい等に係る情報を記録した旨の公表					○				
		3　同法第17条第1項の規定による失効情報等の提供を求める届出の受理					○				
		4　同法第17条第4項の規定による提供を行うに当たって合意しておくべき事項についての取決めの締結			○						
		5　同法第29条第1項の規定による認証業務情報の開示請求の受理					○				
		6　同法第29条第2項の規定による認証業務情報の開示					○				
		7　同法第30条第2項の規定による期限内に開示をすることができない理由及び開示の期限の通知					○				
		8　同法第31条第1項の規定による調査及び内容の訂正等					○				
		9　同法第31条第2項の規定による訂正等を行った旨の通知					○				
		10　同法第34条第1項の規定による認証事務の委託	○								
		11　同法第34条第6項の規定による発行手数料等の額の承認	○								
		12　同法第38条第1項の規定による認証事務を行わせることとした旨の総務大臣への報告及びその旨の公示			○						
		13　同法第38条第2項の規定による指定認証機関の名称等の変更の届出の受理及びその旨の公示					○				
		14　同法第42条第2項の規定による指定認証機関に対する意見		○							
		15　同法第43条第2項の規定による指定認証機関に対する意見		○							
		16　同法第43条第3項の規定による事業報告書等の受理					○				
		17　同法第46条第2項の規定による指定認証機関に対する措置命令		○							
		18　同法第47条第2項の規定による指定認証事務の実施の状況に関する必要な報告の要求及び指定認証機関の事務所に対す				○					

略

交流推進課	一　旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理						○	○	総合事務所長
		2　同法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請に係る書類の外務大臣への提出						○		
		3　同法第8条第1項（同法第9条第3項、第10条第4項又は第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付						○	○	総合事務所長
		4　同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理						○	○	総合事務所長
		5　同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請に係る書類の外務大臣への提出						○		
		6　同法第10条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理						○	○	総合事務所長
		7　同法第10条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請に係る書類の外務大臣への提出						○		
		8　同法第12条第1項の規定による一般旅						○	○	総合事務所長

		る立入検査等									
		19　同法第48条第3項の規定による認証事務等の全部又は一部の休止又は廃止の許可についての意見	○								
		20　同法第48条第4項の規定による総務大臣からの通知の受理							○		
		21　同法第49条第3項の規定による総務大臣からの指定の取り消し等を命じた旨の通知の受理							○		
		22　同法第50条第1項の認証事務を行わせないこととする旨の通知	○								
		23　同法第50条第2項の規定による総務大臣への報告及び公示			○						
		24　同法第51条第3項の規定による総務大臣から通知を受けた旨の公示			○						
		25　同法第56条第2項の規定による署名検証者に対する報告の要求						○			
		26　同法第57条第1項の規定による運用規定の作成及び公表							○		
		27　同法第57条第2項の規定による市町村長からの意見の徴収							○		

略

文化政策課	一　鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による利用の許可			○						
		2　同条例第5条の規定による利用料金の減免の決定			○						
	二　鳥取県立県民文化会館管理規則（平成5年鳥取県規則第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第8条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令			○						
		2　同規則第9条の規定による必要な措置の命令及び必要な指示			○						
		3　同規則第10条の規定による利用許可の取消し		○							
	三　鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成2年鳥取県条例第5号）に基づく知事の権限に属する事務（男女共同参画推進課の所掌事務に係るものを除く。）	1　同条例第3条の規定による利用の許可			○						
		2　同条例第4条第2項の規定による利用の拒否			○						
		3　同条例第5条の規定による必要な措置の命令			○						
		4　同条例第6条の規定による利用許可の取消し		○							
		5　同条例第9条の規定による利用料金の減免の決定			○						

		券の査証欄の増補の申請の受理								
		9　同法第2条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請に係る書類の外務大臣への提出					○			
		10　同法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理					○	○	総合事務所長
		11　同法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出に係る書類の外務大臣への提出					○		
		12　同法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理及び同条第6項の規定による還付					○	○	総合事務所長
	二　旅券法施行令(平成元年政令第122号)第4条の規定により知事の権限に属するものとされた旅券法に基づく事務	1　同法第5条の規定による一般旅券の発行に関する事務のうち、旅券の作成(同法第7条に規定する旅券の電磁的方法による記録を含む。)					○		
		2　同法第9条第1項の規定による渡航先の追加に関する事務のうち、一般旅券への渡航先の追加記載					○		
		3　同法第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正					○		
		4　同法第10条第3項の規定による一般旅券の発行及び記載事項の訂正に関する事務のうち、一般旅券の発行及び記載事項の訂正					○		
		5　同法第12条第1項の規定による査証欄の増補					○		
		6　同法第14条又は第19条第4項の規定による一般旅券の発給をしない場合等又は一般旅券の返納の命令を決定した場合に係る書面の交付					○	○	総合事務所長
	三　旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第3条第1項の規定による一般旅券の申請者に係る親族又は指定した者を通ずる申請書類等提出申出書の受理					○	○	総合事務所長
		2　同令第7条第2項の規定による一般旅券の交付を受ける者に係る交付猶予免除願書の受理					○	○	総合事務所長
		3　同令第7条第3項の規定による一般旅券の交付を受ける者に係る出頭免除					○		
観光課	一及び二　略									
	三　通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条の規定による通訳案内士の登録		○						
		2　同法第21条の規定による通訳案内士の登録の拒否		○						
		3　同法第25条及び第26条の規定による通訳案内士の登録の抹		○						

文化芸術課	一　鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による利用の許可			○					
		2　同条例第4条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令			○					
		3　同条例第5条の規定による必要な措置の命令			○					
		4　同条例第6条の規定による利用許可の取消し		○						
		5　同条例第9条の規定による利用料金の減免の決定			○					
観光課	一及び二　略									
	三　通訳案内業法(昭和24年法律第210号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条の規定による通訳案内業の免許		○						
		2　同法第14条の規定による通訳案内業の免許の取消し又は営業の停止の命令		○						

	消									
	4　同法第33条の規定による通訳業務士の懲戒処分		○							

四　略

福祉保健部共通	一　鳥取県社会福祉施設入所者措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第3条第1項の規定による施設入所等の措置に要する費用の徴収 (一)　療育又は養育医療の給付に要する費用に係るもの (二)　中央児童相談所長の措置に要する費用に係るもの (三)　児童相談所長（中央児童相談所長を除く。）の措置に要する費用に係るもの (四)　(一)から(三)まで以外のもの							○ ○ ○ ○	総合事務所長 福祉相談センター所長 児童相談所長 総合事務所長
福祉	一～三　略									

四　略

五　鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による利用の許可			○						
	2　同条例第4条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令			○						
	3　同条例第5条の規定による必要な措置の命令			○						
	4　同条例第6条の規定による利用許可の取消し		○							
六　鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令			○						
	2　同条例第4条の規定による必要な措置の命令			○						
	3　同条例第5条の規定による利用の許可			○						
	4　同条例第6条の規定による利用許可の取消し		○							
	5　同条例第8条第2項の規定による利用料金の承認及び同条第3項の規定による告示		○							
七　鳥取県立夢みなとタワー管理規則（平成10年鳥取県規則第13号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第2条第1項ただし書の規定による利用時間の変更及び同条第2項の規定によるその旨の掲示		○							
	2　同規則第3条第1項ただし書の規定による臨時の休館及び休館日の開館の決定並びに同条例第2項において準用する同規則第2条第2項の規定によるその旨の掲示		○							
	3　同規則第10条第1項の規定による利用料金の免除又は減額の別障の承認		○							
福祉保健部共通	一　鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第3条第1項の規定による施設入所等の措置に要する費用の徴収 (一)　療育又は養育医療の給付に要する費用に係るもの (二)　中央児童相談所長の措置に要する費用に係るもの (三)　児童相談所長（中央児童相談所長を除く。）の措置に要する費用に係るもの (四)　(一)から(三)まで以外のもの							○ ○ ○ ○	総合事務所長 東部福祉保健局長 福祉相談センター所長 児童相談所長 総合事務所長 東部福祉保健局長
福祉	一～三　略									

保健課	四　生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく知事の権限に属する事務	1～24　略								
		25　同法第77条第1項の規定による被保護者に対して扶養の義務を履行しなければならない者からの保護費の費用の徴収							○	総合事務所長
		26　同法第78条の規定による不実の申請等により保護を受けた者等からの保護費の費用の徴収							○	総合事務所長
		27及び28　略								
	五及び六　略									
	七　災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第24条第1項の規定による救助に関する業務への従事命令							○	総合事務所長
		2　同法第25条の規定による救助に関する業務への協力命令							○	総合事務所長
		3　同法第26条第1項の規定による病院等の管理、土地等の使用又は物資の生産等を業とする者に対する物資の保管命令若しくは物資の収用							○	総合事務所長
		4　同法第27条の規定による施設等への立入検査の実施又は物資を保管させた者からの報告の徴収							○	総合事務所長
		5　同法第28条の規定による公衆電気通信設備の優先的利用又は有線電気通信設備若しくは無線設備の使用の命令							○	総合事務所長
	八　災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条第2項の規定による救助の実施に従事できない旨の届出の受理							○	総合事務所長
		2　同令第4条第3項の規定による救助業務従事命令の取消し							○	総合事務所長
	九　鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同条例第16条の規定による届出の受理 (一)　建築物に係るもの（鳥取市及び米子市の区域に係るもの並びに倉吉市及び境港市の区域内のものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に係るものを除く。3の(一)、4の(一)、5の(一)、9の(一)、10の(一)において同じ。） （1）東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの							○	東部総合事務所長
		（2）中部総合事							○	中部総合事務

保健課	四　生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく知事の権限に属する事務	1～24　略								
		25　同法第77条第1項の規定による被保護者に対して扶養の義務を履行しなければならない者からの保護費の費用の徴収							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		26　同法第78条の規定による不実の申請等により保護を受けた者等からの保護費の費用の徴収							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		27及び28　略								
	五及び六　略									
	七　災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第24条第1項の規定による救助に関する業務への従事命令							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		2　同法第25条の規定による救助に関する業務への協力命令							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		3　同法第26条第1項の規定による病院等の管理、土地等の使用又は物資の生産等を業とする者に対する物資の保管命令若しくは物資の収用							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		4　同法第27条の規定による施設等への立入検査の実施又は物資を保管させた者からの報告の徴収							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		5　同法第28条の規定による公衆電気通信設備の優先的利用又は有線電気通信設備若しくは無線設備の使用の命令							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	八　災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条第2項の規定による救助の実施に従事できない旨の届出の受理							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		2　同令第4条第3項の規定による救助業務従事命令の取消し							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	九　鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同条例第16条の規定による届出の受理 (一)　建築物に係るもの（鳥取市及び米子市の区域に係るもの並びに倉吉市及び境港市の区域内のものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に係るものを除く。3の(一)、4の(一)、5の(一)、9の(一)、10の(一)において同じ。） （1）鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
		（2）中部総合事							○	中部総合事務

務所の所管区域に係るもの		所長	務所の管轄区域に係るもの		所長
(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	○	西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
(二) 路外駐車場に係るもの（市部の区域に係るものを除く。3の(二)、4の(二)、5の(二)、9の(二)、10の(二)において同じ。）	○	総合事務所長	(二) 路外駐車場に係るもの（市部の区域に係るものを除く。3の(二)、4の(二)、5の(二)、9の(二)、10の(二)において同じ。）		
			(1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
			(2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	八頭地方県土整備局長
			(3) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
			(4) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
			(5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所長
3 同条例第17条の規定による指導及び助言			3 同条例第17条の規定による指導及び助言		
(一) 建築物に係るもの			(一) 建築物に係るもの		
(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの	○	東部総合事務所長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	○	中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	○	西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
(二) 路外駐車場に係るもの	○	総合事務所長	(二) 路外駐車場に係るもの		
			(1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
			(2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	八頭地方県土整備局長
			(3) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
			(4) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
			(5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所長
4 同条例第18条の規定による工事の完了の届出の受理			4 同条例第18条の規定による工事の完了の届出の受理		
(一) 建築物に係るもの			(一) 建築物に係るもの		
(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの	○	東部総合事務所長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	○	中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	○	西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
(二) 路外駐車場に係るもの	○	総合事務所長	(二) 路外駐車場に係るもの		
			(1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
			(2) 八頭地方県	○	八頭地方県土

			土整備局の管轄区域に係るもの		整備局長
			（３）中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
			（４）西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
			（５）日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所長
５　同条例第19条の規定による立入調査			５　同条例第19条の規定による立入調査		
（一）建築物に係るもの			（一）建築物に係るもの		
（１）東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの	○	東部総合事務所長	（１）鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
（２）中部総合事務所の所管区域に係るもの	○	中部総合事務所長	（２）中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
（３）西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	○	西部総合事務所長	（３）西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
（二）路外駐車場に係るもの	○	総合事務所長	（二）路外駐車場に係るもの		
			（１）鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
			（２）八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	八頭地方県土整備局長
			（３）中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
			（４）西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
			（５）日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所長
６～８　略			６～８　略		
９　同条例第24条第１項ただし書の規定による通知の受理			９　同条例第24条第１項ただし書の規定による通知の受理		
（一）建築物に係るもの			（一）建築物に係るもの		
（１）東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの	○	東部総合事務所長	（１）鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
（２）中部総合事務所の所管区域に係るもの	○	中部総合事務所長	（２）中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
（３）西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	○	西部総合事務所長	（３）西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
（二）路外駐車場に係るもの	○	総合事務所長	（二）路外駐車場に係るもの		
			（１）鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
			（２）八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	八頭地方県土整備局長
			（３）中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
			（４）西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
			（５）日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所長
（三）道路及び公園に係るもの	○	総合事務所長	（三）道路、公園に係るもの		
			（１）東部福祉保健局の管轄区域に係るもの	○	東部福祉保健局長
			（２）中部総合事	○	中部総合事務

	10　同条例第24条第2項の規定による要請 (一)　建築物に係るもの (1)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (3)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (二)　路外駐車場に係るもの (三)　道路及び公園に係るもの							○ ○ ○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長
十　略									
十一　略									
十二　略									
十三　略									
十四　略									
十五　略									

	務所の管轄区域に係るもの (3)　西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4)　日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○	所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
	10　同条例第24条第2項の規定による要請 (一)　建築物に係るもの (1)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二)　路外駐車場に係るもの (1)　鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2)　八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (4)　西部総合事務所の管轄区域に係るもの (5)　日野総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　道路、公園に係るもの (1)　東部福祉保健局の管轄区域に係るもの (2)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3)　西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4)　日野総合事務所の管轄に係るもの							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 鳥取地方県土整備局長 八頭地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長 東部福祉保健局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
十　鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取県条例第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による利用の許可			○					
	2　同条例第4条第2項の規定による利用の拒否及び退去の命令			○					
	3　同条例第5条の規定による必要な措置の命令			○					
	4　同条例第6条の規定による利用許可の取消し		○						
	5　同条例第9条の規定による使用料の減免の決定			○					
十一　略									
十二　略									
十三　略									
十四　略									
十五　略									
十六　略									

十六　略

十七　略

十八　略

十九　略

二十　略

二十一　略

二十二　略

二十三　略

二十四　略

二十五　略

二十六　略

二十七　略

二十八　略

二十九　略

三十　略

三十一　略

三十二　略

三十三　略

三十四　略

三十五　略

三十六　略

三十七　略

三十八　略

三十九　略

十七　略

十八　略

十九　略

二十　略

二十一　略

二十二　略

二十三　略

二十四　略

二十五　略

二十六　略

二十七　略

二十八　略

二十九　略

三十　略

三十一　略

三十二　略

三十三　略

三十四　略

三十五　略

三十六　略

三十七　略

三十八　略

三十九　略

四十　略

障害福祉課	一　障害者自立支援法（平成7年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（同法第5条第18項に規定する自立支援医療に係る事務（22、30から32まで、39及び40に掲げる事務を除く。）にあっては、当該事務のうち障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第1号に規定する育成医療に係るものを除く。）	1　同法第8条第1項の規定による不正の手段により自立支援医療費の支給を受けた者からの当該給付額に相当する金額の徴収				○			
		2　同法第8条第2項の規定による不正の行為により自立支援医療費の支給を受けた事業者等に当該支給額を返還させること等				○			
		3　同法第9条第1項の規定による障害者等に対する報告等の命令等						○	総合事務所長
		4　同法第10条第1項の規定による自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令等					○		
		5　同法第11条第1項の規定による自立支援給付に関する障害者等に対する報告等の命令等						○	総合事務所長
		6　同法第11条第2項の規定による自立支援給付に関する自立支援給付対象サービス等を行った者等に対する報告等の命令						○	総合事務所長

障害福祉課									

等								
7　同法第12条の規定による官公署に対する文書の閲覧等の要求等							○	総合事務所長
8　同法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定							○	総合事務所長
9　同法第29条第1項の規定による指定障害者支援施設の指定					○			
10　同法第29条第3項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の請求							○	総合療育センター院長 皆成学園長
11　同法第37条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者に係る指定の変更							○	総合事務所長
12　同法第41条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の更新							○	総合事務所長
13　同法第46条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の変更等に係る届出の受理							○	総合事務所長
14　同法第48条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者であった者等に対する報告等の命令等							○	総合事務所長
15　同法第49条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する勧告							○	総合事務所長
16　同法第49条第4項の規定による公表							○	総合事務所長
17　同法第49条第5項の規定による勧告に係る措置の命令							○	総合事務所長
18　同法第49条第6項の規定による公示							○	総合事務所長
19　同法第50条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者に係る指定の取消し等							○	総合事務所長
20　同法第51条の規定による公示							○	総合事務所長
21　同法第52条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定							○	総合事務所長
22　同法第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の指定						○		
23　同法第54条第2項の規定による障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の決定							○	総合事務所長
24　同法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付							○	総合事務所長
25　同法第56条第2項							○	総合事務所長

の規定による支給認定の変更の認定							
26　同法第56条第4項の規定による変更認定に係る事項の医療受給者証への記載等						○	総合事務所長
27　同法第57条第1項の規定による支給認定の取消し						○	総合事務所長
28　同法第57条第2項の規定による医療受給者証の返還要求						○	総合事務所長
29　同法第58条第1項の規定による自立支医療費の支給		○					
30　同法第60条第1項の規定による指定の更新					○		
31　同法第64条の規定による変更に係る届出の受理					○		
32　同法第65条の規定による辞退に係る届出の受理					○		
33　同法第66条第1項の規定による指定自立支援医療機関等に対する報告等の命令等					○		
34　同法第66条第3項の規定による自立支援医療費の支払の一時差止めの指示等				○			
35　同法第67条第1項の規定による勧告				○			
36　同法第67条第2項の規定による公表				○			
37　同法第67条第3項の規定による勧告に係る措置の命令				○			
38　同法第67条第4項の規定による公示		○					
39　同法第68条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し等				○			
40　同法第69条の規定による公示		○					
41　同法第73条第1項の規定による診療内容等の審査及び自立支援医療費等の額の決定		○					
42　同法第73条第4項の規定による自立支援医療費の支払に関する事務の委託		○					
43　同法第79条第2項の規定による届出の受理						○	総合事務所長
44　同法第79条第3項の規定による変更に係る届出の受理						○	総合事務所長
45　同法第79条第4項の規定による廃止等に係る届出の受理						○	総合事務所長
46　同法第81条第1項						○	総合事務所長

		の規定による障害福祉サービス事業等を行う者等に対する報告等の徴収等							
		47　同法第22条第1項の規定による事業の制限等の命令						○	総合事務所長
		48　同法第22条第2項の規定による施設の設備等の改善等の命令						○	総合事務所長
	二　障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第2条第1項の規定による変更に係る届出の受理						○	総合事務所長
		2　同令第3条第1項の規定による医療受給者証の再交付						○	総合事務所長
		3　同令第4条の規定による指定の辞退に係る申出の受理						○	総合事務所長
	三　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第1項第1号又は第2号イの規定による市町村への援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握 (一)　同法第17条の3第1項の規定によるあっせん、調整若しくは要請又は同法第18条第3項の措置に係るもの (二)　(一)以外のもの						○ ○	身体障害者更生相談所長 総合事務所長
		2及び3　略							
		4　同法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付及び同条第5項の規定による通知						○	総合事務所長
		5　同法第16条第2項の規定による身体障害者手帳の返還の命令						○	総合事務所長
		6　略							

二　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第1項第1号又は第2号イの規定による市町村への援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握 (一)　同法第17条の3第1項の規定によるあっせん、調整若しくは要請又は同法第18条第3項の措置に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	身体障害者更生相談所長 総合事務所長 東部福祉保健局長
	2及び3　略								
	3の2　同法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付及び同条第5項の規定による通知							○	福祉事務所長
	4　同法第16条第2項の規定による身体障害者手帳の返還の命令							○	福祉事務所長
	5　同法第17条の4第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	6　略								
	7　同法第17条の20の規定による指定居宅支援事業者からの変更等の届出の受理							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	8　同法第17条の21の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告等の徴収等若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備、帳簿書類等の検査の実施							○	福祉事務所長
	9　同法第17条の22第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消し							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	10　同法第17条の23の規定による指定居宅							○	総合事務所長 東部福祉保健

7 略									
8 同法第17条の28第1項の規定による指定身体障害者更生施設の設置者等に対する報告等の徴収等若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備、帳簿書類等の検査の実施							○	総合事務所長
9 略									
10 略									
11 略									
12 同法第39条第1項の規定による身体障害者相談支援事業等を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施							○	総合事務所長
13 同法第39条第2項の規定による市町村が設置する身体障害者更生援護施設の長に対する報告の請求及び関係者への質問又は施設等への立入検査の実施							○	総合事務所長
14 同法第40条の規定による身体障害者相談支援事業等の制限又は停止の命令					○			
15 略									
16 略									

四 略

五 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。）									
	支援事業者の指定等の公示								局長
	11 略								
	12 同法第17条の28第1項の規定による指定身体障害者更生施設の設置者等に対する報告等の徴収等若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備、帳簿書類等の検査の実施							○	福祉事務所長
	13 略								
	14 略								
	15 略								
	16 同法第19条の2第1項の規定による医療機関の指定						○		
	17 同法第19条の2第4項の規定による医療機関の指定の取消し					○			
	18 同法第19条の5第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定						○		
	19 同法第19条の6第1項の規定による指定医療機関に対する報告の要求及び実地検査の実施						○		
	20 同法第19条の6第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止めの命令及び一時差止め					○			
	21 同法第39条第1項の規定による身体障害者居宅生活支援事業等を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施							○	福祉事務所長
	22 同法第39条第2項の規定による市町村が設置する身体障害者更生援護施設の長に対する報告の請求及び関係者への質問又は施設等への立入検査の実施							○	福祉事務所長
	23 同法第40条の規定による身体障害者居宅生活支援事業等の制限又は停止の命令					○			
	24 略								
	25 略								

二 略

三 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同法第21条の10第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	2 同法第21条の10第2項の規定により算定される居宅生活支援費の支援の請求							○	総合療育センター院長 皆成学園長
	3 同法第21条の20の規定による指定居宅							○	総合事務所長 東部福祉保健

	1　略								
	2　略								
	3　略								
	4　略								
	5　同法第34条の４第１項の規定による障害児相談支援事業等を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施							○	総合事務所長
	6　同法第34条の５の規定による障害児相談支援事業等の制限又は停止の命令					○			
	7　略								
	8　略								
	9　同法第46条第１項及び第３項の規定による報告の徴収及び施設への立入検査等の実施並びに改善の勧告及び命令							○	総合事務所長
	10　略								
	11　略								
	12　同法第59条第１項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入検査等							○	総合事務所長
	13　同法第59条第３項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の勧告							○	総合事務所長
	14　略								
	15　略								
	16　略								
六　児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	1　同令第12条の２の規定による児童福祉施設の実地の検査							○	総合事務所長

	支援事業者からの変更等の届出の受理								局長
	4　同法第21条の21第１項の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告の命令、出頭の要求、関係者に対する質問又は帳簿書類等の検査の実施							○	福祉事務所長
	5　同法第21条の22第１項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消し							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	6　同法第21条の23の規定による指定居宅支援事業者の指定等の公示							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	7　略								
	8　略								
	9　略								
	10　略								
	11　同法第34条の４第１項の規定による児童居宅生活支援事業を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施							○	福祉事務所長
	12　同法第34条の５の規定による児童居宅生活支援事業の制限又は停止の命令					○			
	13　略								
	14　略								
	15　同法第46条第１項及び第３項の規定による報告の徴収及び施設への立入検査等の実施並びに改善の勧告及び命令							○	福祉事務所長
	16　略								
	17　略								
	18　同法第59条第１項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入検査等							○	福祉事務所長
	19　同法第59条第３項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の勧告							○	福祉事務所長
	20　略								
	21　略								
	22　略								
四　児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	1　同令第12条の２の規定による児童福祉施設の実地の検査							○	福祉事務所長

七　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略								
	7　同法第17条の規定による障害児福祉手当の支給							○	総合事務所長
	8　同法第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による受給資格の認定							○	総合事務所長
	9　同法第22条第2項（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による返還金の受領							○	総合事務所長
	10　同法第24条第1項（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収							○	総合事務所長
	11　同法第26条において準用する同法第5条第2項の規定による受給資格の再認定							○	総合事務所長
	12　同法第26条において準用する同法第11条の規定による障害児福祉手当の不支給							○	総合事務所長
	13　同法第26条において準用する同法第12条の規定による障害児福祉手当の支払の一時差止め							○	総合事務所長
	14　同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第8条の規定による手当の額の改定							○	総合事務所長
	15　同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による手当の支払の調整							○	総合事務所長
	16　同法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給							○	総合事務所長
	17　同法第26条の5において準用する同法第5条第2項の規定による受給資格の再認定							○	総合事務所長
	18　同法第26条の5において準用する同法第11条の規定による特別障害者手当の不支給							○	総合事務所長
	19　同法第26条の5において準用する同法第12条の規定による特別障害者手当の支払の一時差止め							○	総合事務所長
	20　同法第36条第1項の規定による書類等の提出命令及び関係者への質問の実施 (一)　特別児童扶養手当に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
	21　同法第36条第2項の規定による診断を								

五　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略								
	7　同法第17条の規定による障害児福祉手当の支給							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	8　同法第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による受給資格の認定							○	福祉事務所長
	9　同法第22条第2項（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による返還金の受領							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	10　同法第24条第1項（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	11　同法第26条において準用する同法第5条第2項の規定による受給資格の再認定							○	福祉事務所長
	12　同法第26条において準用する同法第11条の規定による障害児福祉手当の不支給							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	13　同法第26条において準用する同法第12条の規定による障害児福祉手当の支払の一時差止め							○	福祉事務所長
	14　同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第8条の規定による手当の額の改定							○	福祉事務所長
	15　同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による手当の支払の調整							○	福祉事務所長
	16　同法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	17　同法第26条の5において準用する同法第5条第2項の規定による受給資格の再認定							○	福祉事務所長
	18　同法第26条の5において準用する同法第11条の規定による特別障害者手当の不支給							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	19　同法第26条の5において準用する同法第12条の規定による特別障害者手当の支払の一時差止め							○	福祉事務所長
	20　同法第36条第1項の規定による書類等の提出命令及び関係者への質問の実施 (一)　特別児童扶養手当に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	福祉事務所長
	21　同法第36条第2項の規定による診断を								

	受けるべきことの命令及び障害の状態の診断 (一)　特別児童扶養手当に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
	22　同法第37条の規定による必要な資料の閲覧若しくは資料の提供の請求又は必要な事項の報告の要求 (一)　特別児童扶養手当に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
八　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法附則第37条第1項の規定による福祉手当の支給							○	総合事務所長
	2　同法附則第37条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第2項の規定による返還金の受領							○	総合事務所長
九　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和60年厚生省令第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同省令第5条（同省令第13条、第16条又は附則第4条第1項において準用する場合を含む。）の規定による福祉手当所得状況届の受理							○	総合事務所長
	2　同省令第6条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による支給停止の通知							○	総合事務所長
	3　同省令第7条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による氏名変更の届出の受理							○	総合事務所長
	4　同省令第8条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による住所変更の届出の受理							○	総合事務所長
	5　同省令第9条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の届出の受理							○	総合事務所長
	6　同省令第10条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による死亡の届出の受理							○	総合事務所長
	7　同省令第11条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の通知							○	総合事務所長
十　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第11条第1項第1号又は第2号イの規定による市町村の援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び援護等の業務の実施並びに各市町村の区域を超え								

	受けるべきことの命令及び障害の状態の診断 (一)　特別児童扶養手当に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	福祉事務所長
	22　同法第37条の規定による必要な資料の閲覧若しくは資料の提供の請求又は必要な事項の報告の要求 (一)　特別児童扶養手当に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	福祉事務所長
六　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法附則第37条第1項の規定による福祉手当の支給							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
	2　同法附則第37条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第2項の規定による返還金の受領							○	総合事務所長 東部福祉保健局長
七　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和60年厚生省令第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同省令第5条（同省令第13条、第16条又は附則第4条第1項において準用する場合を含む。）の規定による福祉手当所得状況届の受理							○	福祉事務所長
	2　同省令第6条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による支給停止の通知							○	福祉事務所長
	3　同省令第7条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による氏名変更の届出の受理							○	福祉事務所長
	4　同省令第8条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による住所変更の届出の受理							○	福祉事務所長
	5　同省令第9条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の届出の受理							○	福祉事務所長
	6　同省令第10条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による死亡の届出の受理							○	福祉事務所長
	7　同省令第11条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の通知							○	福祉事務所長
八　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第11条第1項第1号又は第2号イの規定による市町村の援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び援護等の業務の実施並びに各市町村の区域を超え								

		た広域的見地からの実情の把握 (一)　同法第16条第1項第2号の措置に係るもの (二)　(一)以外のもの						○ ○	知的障害者更生相談所長 総合事務所長
		2　略								
		3　略								
		4　略								
		5　同法第15条の28の規定による指定知的障害者更生施設の設置者等に対する報告の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は帳簿書類等の検査						○	総合事務所長
		6　略								
		7　略								
		8　略								
	十一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第19条の4第2項の規定による指定医の職務の指定 (一)　同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものに係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	総合事務所長
		2及び3　略								
		4　同法第27条第1項の規定による申請等のあった者についての診察の実施の命令						○	総合事務所長
		5　同法第27条第2項の規定による申請等のない場合における診察の実施の命令						○	総合事務所長

		た広域的見地からの実情の把握 (一)　同法第16条第1項第2号の措置に係るもの (二)　(一)以外のもの						○ ○	知的障害者更生相談所長 総合事務所長 東部福祉保健局長
		2　略								
		3　同法第15条の5第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定						○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		4　同法第15条の5第2項の規定により算定される居宅生活支援費（短期入所事業に係るものに限る。）の請求						○	総合療育センター院長
		5　略								
		6　同法第15条の20の規定による指定居宅支援事業者からの変更等の届出の受理						○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		7　同法第15条の21第1項の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は帳簿書類等の検査						○	福祉事務所長
		8　同法第15条の22第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消し						○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		9　同法第15条の23の規定による指定居宅支援事業者の指定等の公示						○	総合事務所長 東部福祉保健局長
		10　略								
		11　同法第15条の28の規定による指定知的障害者更生施設の設置者等に対する報告の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は帳簿書類等の検査						○	福祉事務所長
		12　略								
		13　略								
		14　略								
	九　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第19条の4第2項の規定による指定医の職務の指定 (一)　同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものに係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	保健所長
		2及び3　略								
		4　同法第27条第1項の規定による申請等のあった者についての診察の実施の命令						○	保健所長
		5　同法第27条第2項の規定による申請等のない場合における診察の実施の命令						○	保健所長

6　第27条第3項の規定による診察の立会いの命令							○	総合事務所長
7　同法第28条の規定による診察の通知							○	総合事務所長
8　同法第29条第1項の規定による精神障害者の入院の措置							○	総合事務所長
9　同法第29条の2第1項の規定による精神障害者等の精神病院等への入院の措置							○	総合事務所長
10　同法第29条の2の2第1項の規定による入院措置に係る病院への移送							○	総合事務所長
11　同法第29条の4第1項の規定による措置入院者の入院の措置の解除に係る精神病院等の管理者の意見の聴取及びその解除							○	総合事務所長
12　略								
13　同法第31条の規定による入院に要する費用の徴収							○	総合事務所長
14　同法第33条第4項の規定による医療保護入院措置に係る届出（同条第2項の規定による措置に係るものに限る。）の受理							○	総合事務所長
15　同法第33条の2の規定による医療保護入院者を退院させた旨等の届出の受理							○	総合事務所長
16　略								
17　同法第33条の4第2項の規定による応急入院措置に係る届出の受理							○	総合事務所長
18　同法第34条第1項又は同条第2項の規定による保護者又は扶養義務者の同意があるときの同法第33条の4第1項に定める精神病院への移送又は同条第1項による入院をさせるための精神病院への移送							○	総合事務所長
19　略								
20　第38条の5第1項の規定による退院等の請求に係る精神医療審査会への審査の						○		

6　第27条第3項の規定による診察の立会いの命令							○	保健所長
7　同法第28条の規定による診察の通知							○	保健所長
8　同法第29条第1項の規定による精神障害者の入院の措置							○	保健所長
9　同法第29条の2第1項の規定による精神障害者等の精神病院等への入院の措置							○	保健所長
10　同法第29条の2の2第1項の規定による入院措置に係る病院への移送							○	保健所長
11　同法第29条の4第1項の規定による措置入院者の入院の措置の解除に係る精神病院等の管理者の意見の聴取及びその解除							○	保健所長
12　略								
13　同法第31条の規定による入院に要する費用の徴収							○	保健所長
14　同法第32条第1項の規定による病院等へ入院しないで行われる精神障害の医療に必要な費用の負担			○					
15　同法第32条の2第3項の規定による病院等へ入院しないで行われる精神障害の医療に必要な費用の請求についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託			○					
16　同法第33条第4項の規定による医療保護入院措置に係る届出（同条第2項の規定による措置に係るものに限る。）の受理							○	保健所長
17　同法第33条の2の規定による医療保護入院者を退院させた旨等の届出の受理							○	保健所長
18　略								
19　同法第33条の4第2項の規定による応急入院措置に係る届出の受理							○	保健所長
20　同法第34条第1項又は同条第2項の規定による保護者又は扶養義務者の同意があるときの同法第33条の4第1項に定める精神病院への移送又は同条第1項による入院をさせるための精神病院への移送							○	保健所長
21　略								

	請求																		
	21　略										22　略								
	22　第8条の5第6項の規定による審査の結果及びこれに基づき採った措置に係る通知					○													
	23～25　略										23～25　略								
	26　同法第40条の規定による措置入院者の仮退院の許可							○	総合事務所長		26　同法第40条の規定による措置入院者の仮退院の許可							○	保健所長
	27　同法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の決定							○	総合事務所長		27　同法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の決定							○	保健所長
	28　同法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による精神障害の状態にないと認めた旨の通知							○	総合事務所長		28　同法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による精神障害の状態にないと認めた旨の通知							○	保健所長
	29　同法第45条第4項の規定による精神障害の状態にあることの認定							○	総合事務所長		29　同法第45条第4項の規定による精神障害の状態にあることの認定							○	保健所長
	30　同法第45条の2第3項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還命令及び同条第5項において準用する同法第45条第3項の規定による精神障害の状態にないと認めた旨の通知							○	総合事務所長		30　同法第45条の2第3項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還命令及び同条第5項において準用する同法第45条第3項の規定による精神障害の状態にないと認めた旨の通知							○	保健所長
	31及び32　略										31及び32　略								
	33　同法第50条の2の4第1項の規定による精神障害者社会復帰施設の長に対する報告の徴収要求等							○	総合事務所長		33　同法第50条の2の4第1項の規定による精神障害者社会復帰施設の長に対する報告の徴収要求等							○	保健所長
	34　同法第50条の2の5の規定による精神障害者社会復帰施設の設置者に対する事業の停止等の命令		○								34　同法第50条の2の5第1項の規定による精神障害者社会復帰施設の設置者に対する事業の停止等の命令		○						
											35　同法第50条の3第1項の規定による精神障害者居宅生活支援事業の実施に係る届出の受理及び同条第2項の規定による届出事項の変更の届出の受理並びに同条第3項の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理							○	保健所長
											36　同法第50条の3の3第1項の規定による精神障害者居宅生活支援事業者に対する報告の請求等							○	保健所長
											37　同法第50条の3の4第1項の規定による精神障害者居宅生活支援事業者に対する事業の停止等の命令		○						
十二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（										十　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭	1　同令第4条の2第1項の規定による費用の負担の決定及び患者票の交付並びに費用を負担しない旨							○	保健所長

		昭和25年政令第155号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第7条第5項の規定による旧居住地の都道府県知事への通知						○	総合事務所長
			2　同令第9条第2項の規定による障害等級の変更の認定						○	総合事務所長
		十三　社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	1及び2　略							
			3　福祉保健課の項の一の11(二)に掲げる事務 （1）　特に重要な監査に係るもの （2）（1）以外の監査に係るもの			○			○	総合事務所長
		十四　その他の事務	1　療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付						○	総合事務所長
長寿社会課		一　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の3第1項第1号又は第2号の規定による同法に基づく福祉の措置の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握						○	福祉事務所長

		和25年政令第155号）に基づく知事の権限に属する事務	の通知							
			2　同令第7条第5項の規定による旧居住地の都道府県知事への通知						○	保健所長
			3　同令第9条第2項の規定による障害等級の変更の認定						○	保健所長
		十一　社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	1及び2　略							
			3　福祉保健課の項の一の11(二)に掲げる事務 （1）　特に重要な監査に係るもの （2）（1）以外の監査に係るもの			○			○	福祉事務所長
		十二　鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による利用の許可			○				
			2　同条例第4条第2項の規定による利用の拒否及び退去の命令			○				
			3　同条例第5条の規定による必要な措置の命令			○				
			4　同条例第6条の規定による利用許可の取消し		○					
			5　同条例第8条第2項の規定による利用料金の承認及び同条例第3項の規定による告示		○					
		十三　鳥取県立障害者体育センター管理規則（平成5年鳥取県規則第8号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第2条第1項ただし書の規定による開館時間の変更及び同条第2項の規定によるその旨の掲示			○				
			2　同規則第3条第2項の規定による臨時休館等の決定並びに同条第3項において準用する同規則第2条第2項の規定によるその旨の掲示			○				
			3　同規則第7条第1項の規定による利用料金の免除又は減額の別等の承認		○					
		十四　その他の事務	1　療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付						○	福祉事務所長
長寿社会課		一　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の3第1項第1号又は第2号の規定による同法に基づく福祉の措置の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握						○	福祉事務所長
			2　同法第11条第1項第1号及び第2号の規定により県立養護老人ホーム（母来寮を除く。）への入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村からの徴収						○	総合事務所長 東部福祉保健局長